

新型コロナウイルス感染症 給付金のお手続きに必要な証明書等について

新型コロナウイルス感染症と診断（PCR検査等で陽性と判明）され、保健所等の判断により宿泊施設や自宅で療養された場合、入院給付金のお支払いの対象となります。

※2022年9月2日現在の情報に基づき作成しており、今後取扱いが変更となる可能性があります。

医療機関や保健所等の事務負担の軽減につながるよう、**宿泊・自宅療養による入院給付金のご請求手続きにおいては、医療機関や保健所等が発行する療養証明書を原則求めず、療養証明書以外の代替書類にて柔軟にお取り扱い**する対応に変更いたします。

従来お取り扱いしている、**厚生労働省が提供する健康管理システム My HER-SYS 画面での療養証明のご利用をより一層推奨**するとともに、**My HER-SYS をご利用されていない場合においては、新型コロナウイルスに感染したことが確認できる代替書類によるお手続きを可能**とします^{※1}。

※1 特に、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を限定する一部の地方自治体において、発生届の届出対象外となる方は、My HER-SYS 画面での療養証明をご利用いただくことはできないため、代替書類によるお手続きを可能とします。

詳細は、下記の「お手続きに必要な証明書等」をご覧ください。

お手続きに必要な証明書等
<p>■ My HER-SYS（マイハース）^{※2}による証明（療養証明画面を印刷したもの）</p> <p>※2 My HER-SYS とは厚生労働省が提供する健康管理システムです。</p> <p>* 「就業制限通知書」などの保健所が発行した陽性判明書類がお手元にある場合は、そちらでもお取り扱い可能です。</p> <p>■ 上記がない場合は、以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none">● 医療機関の受診がある場合 医療機関での PCR 検査または抗原検査結果の写し または 医療機関発行の診療明細書の写し（検査実施時のもの）● 医療機関の受診がない場合 健康フォローアップセンター等^{※3※4}への登録メール等（印刷したもの） <p>※3 地方自治体により名称は異なります。</p> <p>※4 民間の検査機関による検査結果ではお取り扱いできません。</p>

* 地方自治体独自の証明書、例えば神奈川県「自主療養届出システム」で発行された「自主療養証明書」や兵庫県「新型コロナ自主療養制度」で発行された「自主療養証明」でも、ご請求が可能な場合があります。その場合は、「自主療養証明書」や「自主療養証明」の写しをご提出ください。

* 入院された場合や代理人さまからのご請求の場合など、追加で書類が必要になる場合があります。